

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 東京都副知事の担任事項……………(政策企画局総務部管理課)……………一
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……………三
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定……………(福祉保健局障害者施策推進部計画課)……………四
 - 調理師法による指定届出受理機関の取消し……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………五
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………五
 - 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………六
- 告 示
- 東京都告示第千二十三号
東京都副知事の担任事項を次のとおり定めた。
なお、平成二十六年東京都告示第百三十一号(東京都副

知事の担任事項)は、平成二十六年七月十五日をもって廃止した。

平成二十六年七月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

副知事 担任事項(課題)

安藤 立美 一 少子高齢化対策に関すること。
二 教育改革に関すること。

秋山 俊行 一 東京オリンピック・パラリンピックに関すること。
二 多摩島しょ振興に関すること。

前田 信弘 一 防災・危機管理に関すること。
二 中小企業・産業振興に関すること。

二

副知事 担任事項(局等)

安藤 立美 一 次の局に関すること。
財務局、主税局、都市整備局、福祉保健局、建設局、港湾局、会計管理局

二 次の行政委員会との連絡に関すること。
教育委員会、収用委員会

秋山 俊行 一 次の局等に関すること。
総務局、生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局、東京消防庁、青少年・治安対策本部、病院経営本部

二 次の行政委員会との連絡に関すること。
人事委員会、公安委員会

一 次の局等に関すること。
政策企画局、環境局、産業労働局、交通局、水道局、下水道局、中央卸売市場

二 次の行政委員会等との連絡に関すること。
選挙管理委員会、監査委員、労働委員会

● 東京都告示第千二十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千八百八十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十六年七月十六日

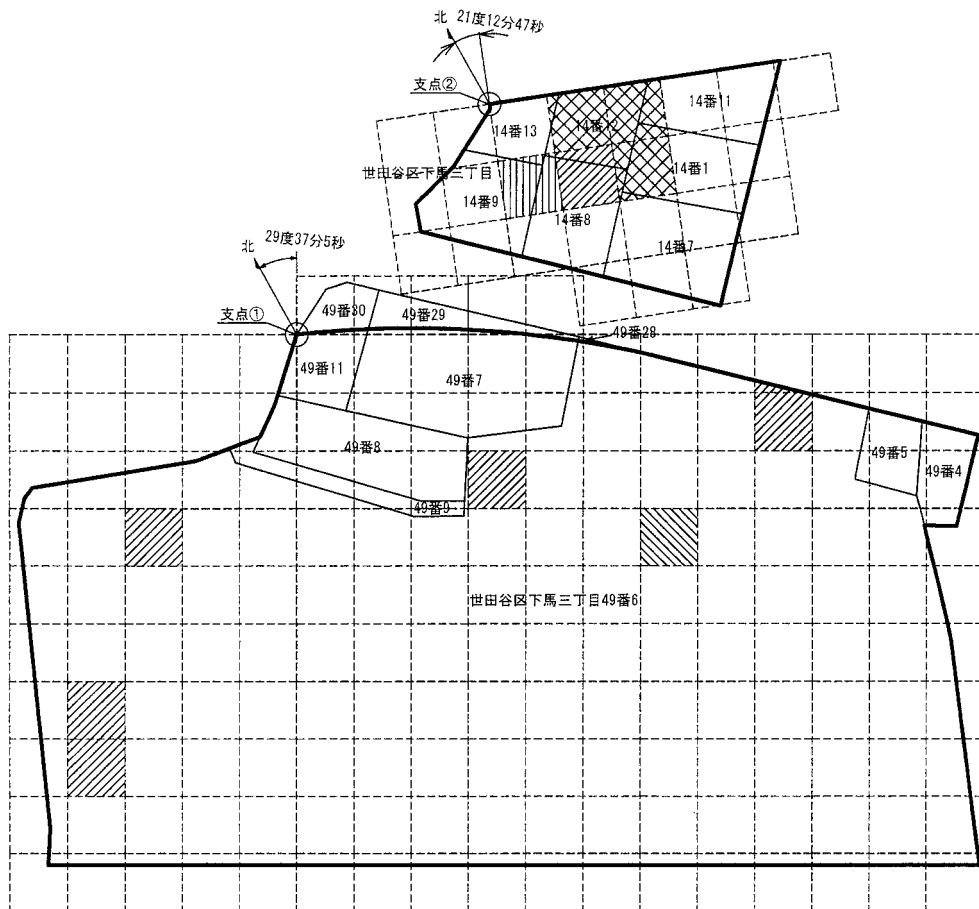
東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区下馬三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
 定有害物質の種類 鉛及びその化合物
 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



凡 例

---	単位区画
—	筆境界
—	敷地境界
[斜線]	形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第43号 により指定した区域)
[格子]	形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第304号 により指定した区域)
[斜線]	平成25年東京都告示第1182号 による指定を解除する区域
[格子]	平成26年東京都告示第43号 による指定を解除する区域

支 点

支點①は世田谷区下馬三丁目49番11の
最北端、支點②は世田谷区下馬三丁目
14番13の最北端とする。

格子の回転角度

支點①：29度37分5秒
支點②：21度12分47秒

格子の回転角度は、支點を通り、東西
方向及び南北方向に引いた線並びに
これらと平行して90度角で引いた線に
より構成されている格子を、支點を中心
として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千四十三号 により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十六日

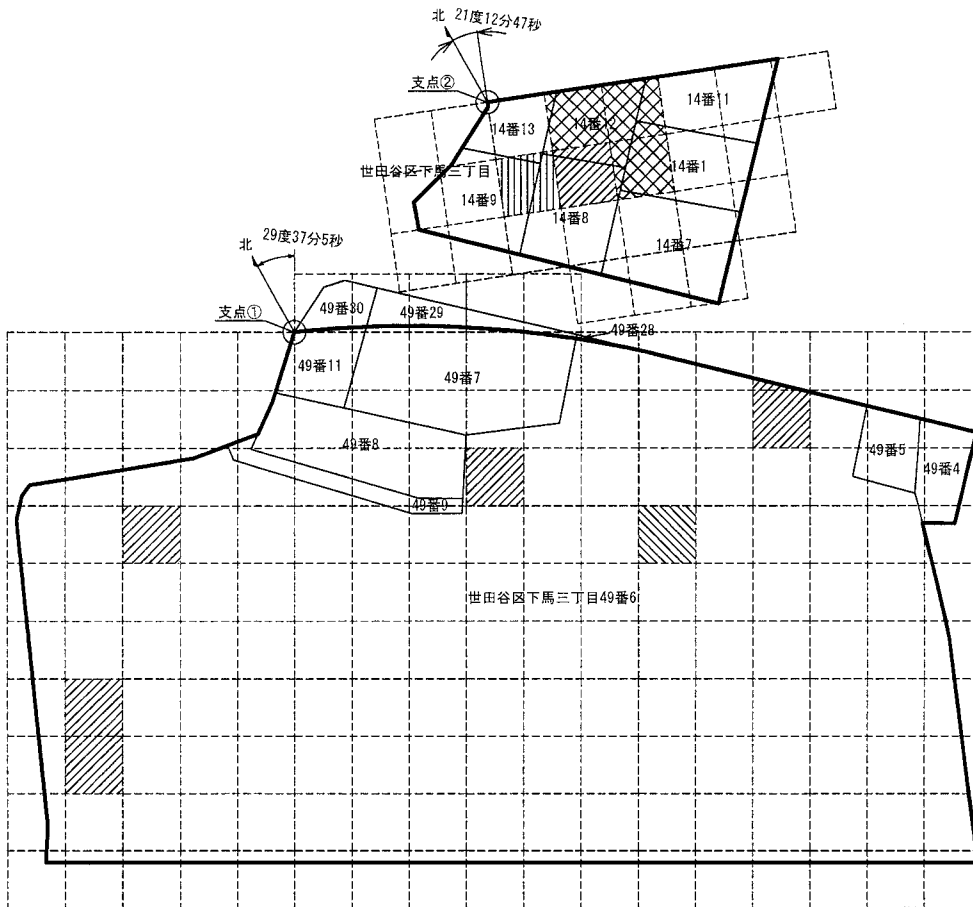
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区下馬三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



凡 例

- 単位区画
- 隣接境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域(平成26年東京都告示第43号により指定した区域)
- ▩ 形質変更時要届出区域(平成26年東京都告示第304号により指定した区域)
- ▧ 平成25年東京都告示第1182号による指定を解除する区域
- ▦ 平成26年東京都告示第43号による指定を解除する区域

支 点

支 点①は世田谷区下馬三丁目49番11の最北端、支 点②は世田谷区下馬三丁目14番13の最北端とする。

格子の回転角度

支 点①：29度37分5秒
支 点②：21度12分47秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して100間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関を指定したので、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十六年七月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

病院又は診療所(精神通院医療)

名称	所在地	指定年月日
銀座メンタルクリニック	中央区銀座1-7-6 タニザワビル8階	平成26年3月1日
新橋おひさまクリニック	港区西新橋1-5-9 TSビル5階	同日
白金台メディカルクリニック	港区白金台4-7-4 白金台STビル8階	同日
こころとからだ・光の花クリニック	杉並区阿佐谷南1-34-9 サウスコート阿佐谷203	同日
医療法人寿泉会 旭医院	足立区千住旭町9-15	同日

薬局(精神通院医療)

名称	所在地	指定年月日
クオール薬局 読売新聞東京本社店	千代田区大手町1-7-1 読売新聞ビル3階	平成26年3月1日
田辺薬局 神田錦町店	千代田区神田錦町1-5 カワベビル1階	同日
アガベ飯田橋薬局	千代田区飯田橋3-10-10 ガーデンエアタワー2階	同日
プラザ薬局 新宿2号店	新宿区西新宿1-16-13 桑原ビル4階	同日
そうごう薬局 豊洲店	江東区豊洲5-6-28	同日
いずみ薬局 新田店	大田区矢口1-20-21	同日
よつば薬局 糞谷店	大田区萩中2-8-10 ポンテドゥーエ101	同日
アイセイ薬局 大森町店	大田区大森西3-20-8	同日
ゴーヤ薬局	大田区大森西5-9-7	同日
ココカラファイン薬局 千歳鳥山店	世田谷区南鳥山6-12-12 コーシャハイム千歳鳥山12号棟1階	同日
そうごう薬局 千歳鳥山店	世田谷区南鳥山6-4-29 1階	同日
ココ薬局 中野店	中野区南台3-6-19 ワイズコート中野南台1階	同日
薬局ここ薬 阿佐ヶ谷店	杉並区成田東5-40-12 ロゼア南阿佐ヶ谷101	同日
薬局トモズ井荻店	杉並区井草3-1-8 1階	同日
ダイエー西台店薬局	板橋区蓮根3-8-12	同日
やはら薬局	練馬区谷原3-2-18	同日
すず薬局 中央本町店	足立区中央本町4-9-9	同日
左入薬局	八王子市左入町435-1	同日
わかば薬局 東久留米	東久留米市小山5-8-12	同日

指定訪問看護事業者等(精神通院医療)

名称	所在地	指定年月日
ガイアリハビリ訪問看護ステーション	千代田区神田神保町3-5 住友不動産九段下ビル7階	平成26年3月1日
一般社団法人大森医師会立訪問看護ステーション	大田区中央4-30-13 大森医師会館4階	同日
成城訪問看護ステーション	世田谷区成城6-13-17	同日
訪問看護ステーション こころ千川	豊島区千早2-42-10	同日
医療法人双泉会 しおん訪問看護ステーション	葛飾区青戸5-18-10 KyMax青戸ビル201	同日
訪問看護ステーション おれんじ	あきる野市瀬上223-1	同日

●東京都告示第千二十七号

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第五条の二第二項の規定により指定した指定届出受理機関について、調理師法施行令（昭和三十三年政令第百三十三号）第十五条の二において準用する同令第七条第一項の規定により当該指定を取り消したので、同令第十五条の二において準用する同令第七条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年七月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を取り消した機関

(一) 名称 社団法人東京都施設給食協会

(二) 所在地 杉並区高井戸東二丁目三番四号

二 指定取消年月日

平成二十五年七月三十日

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本火山学会

三 代表者の氏名

宇都 浩三

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区本郷六丁目二番九号 モンテベルデ第二東大前四〇六号

五 定款に記載された目的

この法人は、火山学に関連する学術調査・研究、普及・啓蒙及び研究奨励・表彰等の事業を通じて、火山学及びこれに関連のある諸科学の進歩及び普及をはかることを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人レスポワール

三 代表者の氏名

勝本 正實

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区東綾瀬一丁目二十三番五号 雅マンション一〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者が住み慣れた地域で、生活するために必要な事業を行い、障害者の自立及び社会復帰に寄与することを目的とする。（以上原文

のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スマイルほうや

三 代表者の氏名

仲本 静子

四 主たる事務所の所在地

東京都西東京市泉町一丁目十三番九号 仲本方

五 定款に記載された目的

この法人は、ハンディキャップを持つ人に対して、自立するための生活支援等の事業を行い、広く福祉の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワーク

三 代表者の氏名

正満 たつる子

四 主たる事務所の所在地

東京都三鷹市下連雀四丁目十七番二十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に、協働のまちづくりの推進事業、市民活動支援事業、市民参加推進事業、情報の収集及び提供事業並びに三鷹市市民協働センターの維持・管理・運営に関する事業を通じて、市民の力を

活かすとともに市民参加と協働を推進し、市民・市民活動団体間のネットワークづくりを行うことにより、いきいきと暮らせる「輝くまち三鷹」の実現に寄与することを目的とします。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生態工房

三 代表者の氏名

安部 邦昭

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市吉祥寺本町四丁目九番二十二号 フラットK一〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、社会に対して、自然環境の保全、再生、管理、教育、活用、研究に関する事業を行い、自然環境の保全の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年七月十六日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日
平成二十六年六月十六日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人サロン2002

三 代表者の氏名
中塚 義実

四 主たる事務所の所在地

東京都墨田区江東橋三丁目五番二号 サーストンビル

五 定款に記載された目的

この法人は、年齢・性別・国籍・職業・専門分野・生活地域などを超えた幅広いネットワークを育みながら、さまざまな知見を共有し、スポーツを通しての“ゆたかなくらしづくり”に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人市民科学者国際会議

三 代表者の氏名

岩田 渉

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区北沢二丁目十四番一号 OTビル3F

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、放射線防護のための情報提供・相談事業、国・地方公共団体・国際機関・研究機関等の施策に対する調査研究・提言・監視

事業、独立した市民・科学者・研究者・医師とそのグループとの協同事業、国内外の団体等とのネットワーク形成事業を通じて、国際的視野に立って、生命と健康と環境に関する一般市民の権利が守られる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人事業承継相続研究会

三 代表者の氏名

中島 新

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区二番町一番地 番町ハイム二一五号

五 定款に記載された目的

この法人は、個人、企業または個人事業主に対して、相続・事業承継についての知識の提供、相談・助言等に関する事業を行い、個人の相続を円滑に進めるとともに、企業または個人事業主の事業承継を円滑に進めることにより、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人品川の未来を考える会

三 代表者の氏名

下地 朋子

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区二葉二丁目五番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、地域社会の絆を深め、地域の中の小さな事から大きな事象まで、地域での日常生活の不安や不満、強みや潜在能力を情報収集と情報提供することで、地域社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人アセアンコミュニティージャパン

三 代表者の氏名

田上 竜也

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五十九番八―三〇六号

五 定款に記載された目的

この法人は、一般の市民、とりわけ若い世代の市民を対象として、ファッション・サブカルチャー・音楽などの多角的な文化交流イベントを通じて、「若者の若者による若者のための」ASEANからの留学生との交流の機会を継続的に提供することにより、将来の日ASEAN間のより緊密な協力体制を確立するとともに、相互理解の促進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号(代)

郵便番号
 112-0002

